

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる日は、
當日が休日と
の翌日)

◇告示

目次

次

町等の区域の変更等

土地改良法による換地計画の一部変更

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可(三件)

林業種苗法による生産事業者の登録

林業種苗法による生産事業者の登録証の変更

遊漁規則の変更の認可

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

土地区画整理法による換地処分

告示

鳥取県告示第二百三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。
この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定による青木団地土地区画整理事業(第三工区)の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
町及び字の名称
同上の区域(昭和五十四年十一月十六日現在の地番による。)

永江	一まで、青木字青木屋敷九六七の一から九六七の五まで、九七一の一、九七一の二、九八二の一の一部、九八二の二、一部、九八二の三、九八二の四、九八六、九九一の二、一〇〇四の二、一〇〇五から一〇〇八まで及びこれらと一体をなす国有地、青木字蓮田一〇六から一一一まで、一一二の一部、一一三の一から一一三の三まで、一一四の三、一一五の一の一部、一一五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、青木字道ノ下一一四九の一から一一四九の五まで及びこれらと一体をなす国有地、青木字宮ノ峯一一五一の一、一一五一の四から一五一の六まで及びこれらと一体をなす国有地、青木字三崎谷ノ式の全域、青木字天ヶ谷峯の全域、青木字小ガタの全域、青木
----	---

青木字上宮ノ峯	青木字上宮ノ峯九六三の三及び九六四	青木字青木屋敷	青木字青木屋敷九六五、九六六、九八二の一の一部、九八二の二の一部、九八三の一、九八三の二、九八四及びこれらと一体をなす国有地並びに青木字蓮田の一一一二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一五一の二と一体をなす国有地の一部
青木字蓮田	青木字蓮田のうち一〇六から一一一まで、一一二、一一三の二から一一三の三まで、一一四の三、一一五の一の一部、一一五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	青木字蓮田	青木字蓮田のうち一〇六から一一一まで、一一二、一一三の二から一一三の三まで、一一四の三、一一五の一の一部、一一五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
青木字道ノ下	青木字道ノ下のうち一一四九の一から一一四九の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	青木字道ノ下	青木字道ノ下のうち一一四九の一、一一五一の四から一五一の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
青木字宮ノ峯	青木字宮ノ峯のうち一一五一の一、一一五一の四から一五一の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	青木字宮ノ峯	青木字宮ノ峯のうち四七三から四七五まで、四七六の一から諏訪字後谷のうち四七三から四七五まで、四七六の一から諏訪字後谷

鳥取県告示第二百三十六号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表中「〇・九〇」を「〇・七八」に改める。

昭和五十四年六月鳥取県告示第五百二十六号（昭和五十四年度地籍調査事業計画の決定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十五年三月十四日

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、会見地区第一工区農業整備事業の施行に係る地域の換

地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

北条町役場
昭和五十五年三月十五日から二十日間

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

北条町役場
昭和五十五年三月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年三月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び会見町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百三十八号

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十四年八月二十四日付けで北条町から申請のあつた土地改良(国坂地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

郡家町から申請のあつた町営土地改良(福地地区農業用用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第五項にお

鳥取県告示第二百三十九号

郡家町から申請のあつた町営土地改良(野町地区農業用用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年三月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第二百四十号

昭和五十五年三月十四日

三

郡家町から申請のあつた町営土地改良(福地地区農業用用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十五年三月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百四十一号

郡家町から申請のあつた町営土地改良（奥山上地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年三月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百四十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定に基づき、鳥取県中部森林組合から生産事業者登録証の記載事項に変更があつた旨の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により、次とのおり告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百四十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

生産事業者の住所	事業所の所在地
倉吉市越殿町一、四〇九番地	倉吉市山根五四五番地
変更前	変更後
倉吉市大原一、〇三四番地	倉吉市大原一、〇三四番地

登録番号	生産事業者の 住所	生産事業者の 内容	事業所の 名称	事業所の所 在地
二百十七 秋末 安司	日野郡日南町萩原二四六番地	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	秋末農園	日野郡日南町萩原

5 昭和55年3月14日 金曜日

鳥 取 県 公 報

第5136号 (第三種郵便物認可)

鳥取県告示第二百四十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 組合の名称
鳥取市田島土地区画整理組合

二

事業施行期間
昭和五十五年三月十四日

変更後	変更前
昭和四十九年十月四日から昭和五十五年三月三十一日まで	昭和四十九年十月四日から昭和五十九年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市田島字前田下通り壱、字前田下通り弐、字池端田渕通り、字前
烟け、字宮ノ下、字東土居及び字西土居の各一部並びに字池端中道通り
の全部、松並町一丁目の一部並びに田園町三丁目の一部

四 事務所の所在地

鳥取市田島字前田下通り壱、字前田下通り弐、字池端田渕通り、字前

鳥取市尚徳町一一六番地
鳥取市建設部開発課内

五 設立認可の年月日

昭和四十九年十月一日

六 事業年度

変更後	変更前
昭和四十九年度から昭和五十四年度まで	昭和四十九年度から昭和五十八年度まで

鳥取県告示二百四十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百六十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、田島土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同

条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

七 公告の方法

鳥取市役所及び三の施行地区周辺の鳥取市の掲示場に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十五年三月十二日

鳥取県告示二百四十六号

青木団地土地区画整理事業（第三工区）の施行地区の宅地について、昭和五十五年三月三日換地処分を行つた旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第二百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月1,000円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を 円を添えて申し込みます。

部 購

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合
及び代表者名)
団体名

鳥取県知事 平林鴻三殿

(印)

(印)